

第1回三重県営都市公園指定管理者選定委員会 事項書

日時：令和4年7月27日（水）10：00～

場所：三重県勤労者福祉会館 第2会議室

- 1 あいさつ
- 2 委員の委嘱
- 3 委員紹介
- 4 三重県営都市公園指定管理者選定委員会について 【資料 1】
- 5 委員長の互選
- 6 指定管理者制度について 【資料 2】
- 7 各都市公園の概要 【資料 3】
- 8 議事 【資料 4】
 - (1) 選定の方法
 - (2) 審査基準及び配点
- 9 次回以降の選定委員会について 【資料 5】

.....

< 配布資料 >

- ・ 事項書（本紙）
- ・ 令和4年度三重県営都市公園指定管理者選定委員会 委員名簿
- ・ 座席表
- ・ 資料1 三重県営都市公園指定管理者選定委員会について
- ・ 資料2 指定管理者制度について
- ・ 資料3 各県営都市公園の概要
- ・ 資料4 選定の方法、審査基準及び配点について
- ・ 資料5 次回以降の選定委員会について

令和4年度三重県営都市公園指定管理者選定委員会
委員名簿

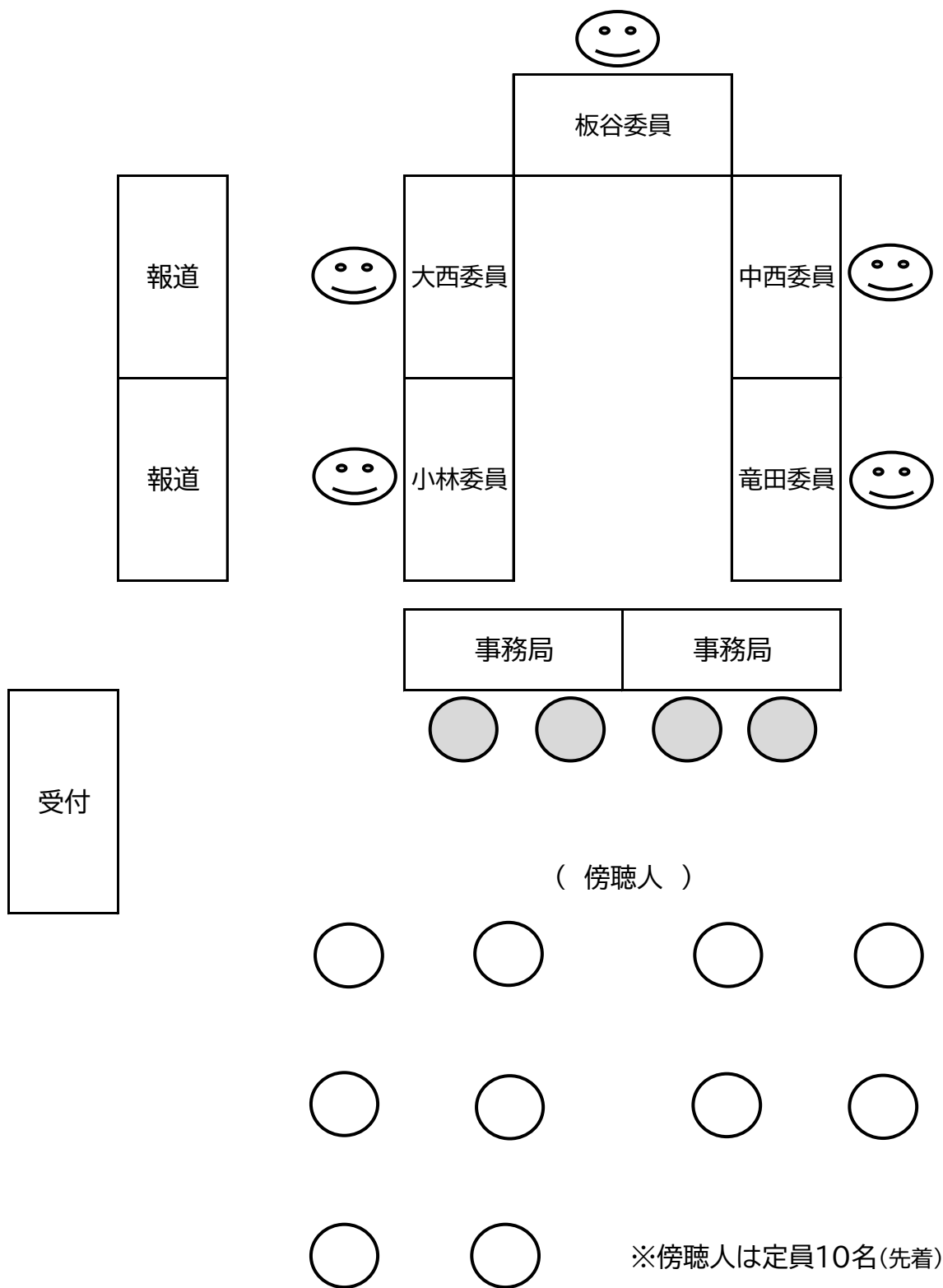
※敬称略、五十音順

	氏名	所属(職)	分野	備考
1	いたや 板谷 明美	三重大学 生物資源学研究科 准教授	学識経験者	
2	おおにし 大西 研一	公認会計士	専門家 (企業経営)	
3	こばやし 小林 靖司	(株)百五総合研究所 主席研究員	専門家 (官民連携)	
4	たつだ 竜田 聡	公募委員	公園利用者代表	
5	なかにし 中西 佐智子	亀山市立野登小学校 校長	専門家 (学校関係者)	

第1回三重県営都市公園指定管理者選定委員会 座席表

場所： 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

日時： 令和4年7月27日（水）10時から



三重県営都市公園指定管理者選定委員会について

三重県が設置する都市公園のうち、指定管理者制度を導入している公園の指定管理者を公募で選定するにあたって、審査基準に照らして総合的に審査を行い、最も適当な法人等を指定管理候補者として選定する、地方自治法上の「知事の附属機関」となります。

1 審議事項（三重県都市公園条例第 14 条の 7 第 2 項）

次のことについて調査審議を行っていただきます。

- ・ 審査基準及び配点表の作成に関する事項
- ・ 指定管理者の指定を受けようとする事業者から提出された事業計画書等の審査に関する事項
- ・ その他指定管理者の選定を行うにあたって必要な事項

2 委員長の設置（三重県都市公園条例施行規則第 12 条）

委員の互選により、委員会を代表する委員長を選出します。

3 選定委員会委員の責務（三重県条例施行規則第 15 条、第 16 条）

- ・ 指定管理者の指定を受けようとする事業者（以下「申請者」といいます。）に対し、情報の提供や助言などの援助を行ってはいけません。
- ・ 委員が申請者と利害関係を持つに至った場合や、申請者から指定管理者の選定に関する働きかけを受けた場合は、速やかに県に対して報告いただく必要があります。
※ 委員が申請者と利害関係を持った場合、当該委員は選定業務から除斥となります。
- ・ 職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはいけません。なお、委員の職を退いた後も同様となります。

4 委員会の公開及び非公開（三重県情報公開条例第 27 条ほか）

会議は原則として公開となります。

ただし、ヒアリング又は選考審査において、申請者の保護すべき情報を審査するとき又は委員会の自由な意思形成を妨げるおそれがあるときは、この限りではなく、申請者からの申請書の審査等を行う場合は、委員会の決議により非公開とすることができます。

5 委員会の傍聴

会議を公開とする場合は、三重県営都市公園指定管理者選定委員会傍聴要領に基づき、原則 10 名を定員として傍聴を認めます。

<参考1> 委員会の公開・非公開に関する規定等

(1) 三重県情報公開条例（抜粋）

第27条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- 一 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(2) 三重県指定管理者制度に関する取扱要綱（抜粋）

第16条 所管部は、委員会が行う審査について、その透明性を確保し、県民及び団体等への説明責任を果たすため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員会の運営は、「附属機関等の会議の公開に関する指針（平成11年12月24日制定）」に沿って、原則として公開で行うこと。ただし、ヒアリング又は選考審査において、申請者の保護すべき情報を審査するとき又は委員会の自由な意思形成を妨げるおそれがあるときは、この限りでない。

<参考2> 審査過程の公開に関するQ&A

問1 選定過程は全て公開するべきではないか。

答1 指定管理者の選定においては、透明性を確保するため、選定過程を公開することが望ましいことはいうまでもありません。一方、指定管理者制度は申請者の運営ノウハウや管理運営能力に大きく期待するものであり、申請者が提案するこれらの情報（法人情報等）は、保護する必要があります。このため、県では指定管理者の選定過程の公開を、次のとおり取り扱っています。

1 公開・公表する内容

- ① 選定委員会の委員名を事前に公表します。
- ② 審査基準についての選定委員会の会議を公開します。さらに、審査基準を事前に募集要項で申請者に周知します。
- ③ 申請者が自らまとめた事業計画の要旨を公表し、どのような内容が提案され、審議されているのかを選定過程の早い時期に県民に明らかにします。

2 非公開とする内容

指定管理者選定委員会は、『審議会等の会議の公開に関する指針』における「審議会等」にあたり、選定委員会の会議は原則公開となります。

但し、法人情報や審議検討情報など非開示情報として三重県情報公開条例で保護しなければならないものもあります。特にヒアリングを含む選考についての会議は、

- ① 会議を全面的に公開すると、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、委員会の運営上、当該会議の公正又は円滑な運営に支障がある場合がある。
- ② 申請内容には、企業として公開できないノウハウや個人情報等に関する情報が含まれており、公開されることで申請団体の正当な利益が害される可能性がある。

等の理由で、非公開とすることとしています。

しかしながら、指定管理者の候補団体が決定した後は、保護されるべき法人情報に留意して、選定委員会の議事録または議事概要を公表することとします。

問2 全ての申請者の名称及び事業計画の要旨を公開とするに至った経緯は如何

答2 県民が利用する公の施設の指定管理者に応募することから、申請者は選定委員会の委員のみならず、施設の利用者や県民に対しても、どのような団体で、どのように施設を管理しているかなどについて、申請者の言葉で示していくことが重要と考えています。

また、指定管理者の候補団体が決定されるまで県民には選定過程の情報が全く提供されないことを回避するため、申請者の名称及び申請者が自ら作成した事業計画の要旨は、あらかじめ県Webページ等で公表し、選定過程の透明性を確保して、県民への説明責任を果たしていくこととしました。

問3 選定委員の氏名及び役職名を募集要項配布時まで公表すると、かえって応募団体が選定委員に接触するなどデメリットとなることはないか。

答3 選定委員会が行う審査の経過については、その透明性を確保して手続きを進めることが県民及び応募団体等への説明責任を果たす意味でとても重要となります。選定委員の氏名及び役職名の公表は、その一環で実施しているものです。

なお、選定委員が申請者と利害関係を有すると認められる場合、若しくは申請者から個別に接触があった場合などは、速やかに県まで報告する責務を求めるなど、指定管理者の審査・選定が公正かつ公平に行えるよう必要な措置を講じることとしています。

<参考3> 三重県営都市公園指定管理者選定委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに会場で受付をし、委員会の委員長の許可を得た上で、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、委員会開催時刻の30分前に開始し、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 会議は原則公開ですが、委員長の判断により非公開となる場合があります。

2 傍聴定員等について

- (1) 傍聴者の定員は、原則10人とします。
- (2) 会議資料については、傍聴者に対し配布もしくは、委員会が終了するまで会場に備え閲覧に供することとします。

3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、4の事項に違反したときはこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくこととなります。

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、傍聴人席に着席すること。
- (2) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、示威的な行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲酒又は喫煙しないこと。また、酒気を帯びた方の入場は認めません。
- (5) 会場において、審議に入る前を除き、会議の模様を撮影し、録音等を行わないこと。(委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。なお、議事の概要は、後日公表します。)
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないこと。

<参考4> 三重県都市公園条例（指定管理に関する部分の抜粋）

（指定管理者による管理）

第十四条の三 都市公園の管理は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十四条の四 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 都市公園の維持修繕及び巡視点検に関すること。
- 二 都市公園の利用者への案内に関すること。
- 三 第三条の利用時間を特に必要があると認める場合に変更すること。ただし、事前に知事の承認を受けなければならない。
- 四 第四条の規定により都市公園内の行為の制限を行うこと。
- 五 第六条の規定により都市公園の利用を禁止し、又は制限すること。
- 六 公園施設のうち野球場、テニスコート、ゲートボール場等（以下「野球場等」という。）を利用しようとする者に、規則で定めるところにより、利用の許可を与えること。
- 七 第十一条第一項の規定により処分を行うこと。
- 八 都市公園の利用の促進に関すること。

（指定管理者の指定の申請）

第十四条の五 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 都市公園の管理に関する事業計画書

（指定管理者の指定）

第十四条の六 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、都市公園の適切な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、都市公園の特性に応じてその効用を最大限に発揮することができるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 四 事業計画の内容が、都市公園の管理の効率化を図るものであること。
- 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、都市公園を最も効果的に管理することができることを認められたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(指定管理者選定委員会)

第十四条の七 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、都市公園の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

<参考5> 三重県都市公園条例施行規則（指定管理者選定委員会に関する部分の抜粋）

（委員長）

第十二条 条例第十四条の七第一項、第十四条の七の三第一項及び第十四条の七の四第一項に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第十三条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員の責務）

第十五条 委員は、条例第十四条の五の規定により指定管理者の指定を申請したもの、（中略）（次項及び次条において「申請団体等」という。）に対し、指定管理者、（中略）の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 一 委員が申請団体等と利害関係を有するものと認められる場合
 - 二 申請団体等から委員に対し、選定事業者の選定に関する働きかけがあつた場合
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の除斥）

第十六条 委員は、申請団体等と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

指定管理者制度について

1 制度の概要

平成15年の地方自治法改正で創設された指定管理者制度は、「公の施設」の管理を法人その他の団体が行うことができる制度で、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間事業者を含めた中から最も適した者に公の施設の管理を代行させることで、住民サービスの向上と経費の節減等を図るというものです。

〔公の施設の例〕公園、体育館、公営住宅、下水道事業など

2 本委員会における指定管理者の選定について

(1) 対象公園（4公園）

北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園

〔※ 県営都市公園としては、このほかに鈴鹿青少年の森、JAグリーン公園（県庁前公園）、五十鈴公園がありますが、今回は選定の対象外となります。〕

(2) 指定管理の期間

令和5年4月1日 から 令和10年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者が行う業務

指定管理者は次の業務を包括的に担います。

- ・ 都市公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務
- ・ 都市公園の利用者への案内に関する業務
- ・ 都市公園の利用時間の変更に関する業務
- ・ 都市公園において制限されている物販等の行為の許可に関する業務
（料金收受業務を含む。）
- ・ 都市公園の利用が危険と認められる場合など、利用を禁止し又は制限する業務
- ・ 都市公園の利用の促進に関する業務
- ・ その他、都市公園の管理上知事が必要と認める業務

3 指定管理者選定のスケジュール

事 項	時 期
◆ 三重県営都市公園指定管理者選定委員会の設置 第1回選定委員会（審査基準及び配点の決定）	令和4年 7月27日
□ 指定管理者の公募開始	8月 中旬
◆ 第2回選定委員会（第1次審査（※申請多数の場合のみ））	9月 中旬
□ 県議会における指定管理者選定状況の報告	10月 月上旬
◆ 第3回選定委員会（第2次審査、指定管理候補者選定）	10月26日
□ 県議会へ指定管理者選定議案を提出	11月 下旬
□ 次期指定管理者による運営・管理の開始	令和5年 4月 1日

◆が選定委員会で行う内容です。

各都市公園の概要

北勢中央公園（四日市市、いなべ市、菟野町）

1 概要

北勢中央公園は、四日市市、いなべ市、菟野町にまたがる、計画面積 98.1ha の大規模公園（広域公園）です。平成5年に野球場、テニスコートの供用を開始し、現在は 40.62ha が部分供用中で、良好な自然環境の保全を図ると同時に、多様なレクリエーション活動、健康の増進、自然とのふれあいの場の提供するため、整備を進めています。

供用中の主な施設として、野球場1面、テニスコート12面、芝生広場、水のプラザ等があり、休日には芝生広場等で遊ばれる親子連れでにぎわっています。

スポーツ、散策、子供、各種体験講座などの利用者が多いのが特徴です。

〔公園の基本的事項〕

（1）施設の設置目的

地域の歴史・文化・自然を紹介し、郷土の風景を後世に伝えるために良好な自然環境の保全を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動、自然とのふれあいの場を提供する。

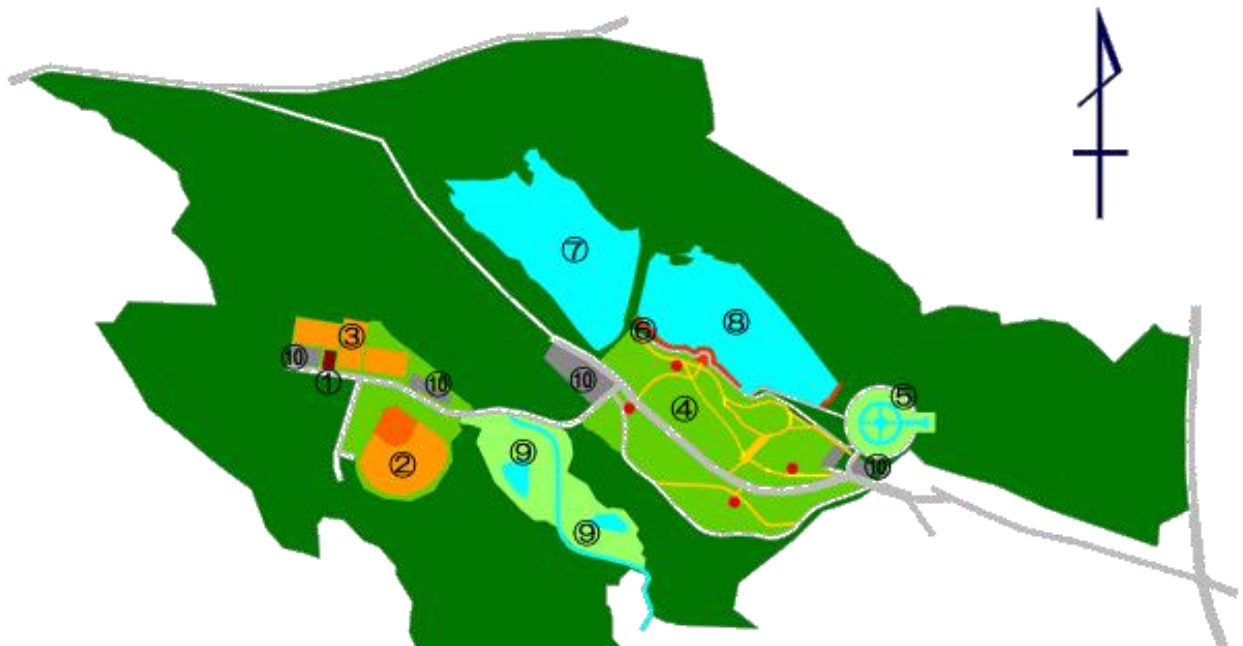
（2）施設運営の基本的な方向性（基本方針）

- ・ 北勢中央公園の果たす役割や効用の最大化
- ・ より良いサービスの提供、適切かつ効率的な公園の管理運営

（3）利用者の推移

令和元年度 238,793人 / 令和2年度 215,169人 / 令和3年度 177,234人

2 公園施設の配置



- ① 管理事務所、② 野球場、③ テニスコート、④ 芝生広場、⑤ 水のプラザ、⑥ ウッドデッキ、
⑦ 市場溜上池、⑧ 市場溜池下池、⑨ 調整池、⑩ 駐車場

3 主な公園施設の状況

(1) 野球場



(2) テニスコート



(3) ウッドデッキ (左)、水のプラザ (右)



亀山サンシャインパーク（亀山市）

1 概要

亀山サンシャインパークは、東名阪自動車道・亀山 PA に隣接する面積 14.2ha の都市基幹公園（総合公園）です。

休憩施設や情報サービスのある「ハイウェイオアシス」として整備を行い、平成 15 年にバーベキュー広場、複合遊具、園路等を供用開始し、平成 17 年に全面開園しています。

高速道上下線からの入園が可能であり、第 3 セクター経営のオアシス館において、飲食店や地元名産品などの販売店は、大変賑わっております。

散策、家族連れ、高速道路利用者の休憩場所としての利用が多いのが特徴です。

〔公園の基本的事項〕

(1) 施設の設置目的

水と緑が織り成すオアシスとして高速道路の利用者に滞在型の休息空間を提供するとともに、レクリエーション活動、健康づくりなどの地域住民の憩いの場を提供する。

(2) 施設運営の基本的な方向性（基本方針）

- ・ 亀山サンシャインパークの果たす役割や効用の最大化
- ・ より良いサービスの提供、適切かつ効率的な公園の管理運営

(3) 利用者の推移

令和元年度 778,979 人 / 令和 2 年度 575,179 人 / 令和 3 年度 690,474 人

2 公園施設の配置



3 主な公園施設の状況

(1) オアシス館 (左)、芝生広場からの公園全景 (右)



(2) バーベキューランド (左)、サンシャインブリッジ (右)



(3) 芝生広場 (左)、水の遊び場 (右)



大仏山公園（伊勢市、明和町、玉城町）

1 概要

大仏山公園は、伊勢市、明和町、玉城町にまたがる面積 37.8ha の都市基幹公園（総合公園）です。

県民の健康づくり、体力づくりの増進を目的に整備し、昭和 63 年に野球場、テニスコート、子ども広場、平成 12 年に多目的広場、芝生広場を供用開始し、平成 17 年に全面開園しました。

スポーツ、散策、遊具などの利用者が多いのが特徴です。

〔公園の基本的事項〕

（1）施設の設置目的

恵まれた自然環境の中で地域住民が憩い、スポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、明るく健康的な心身をつくる場を提供する。

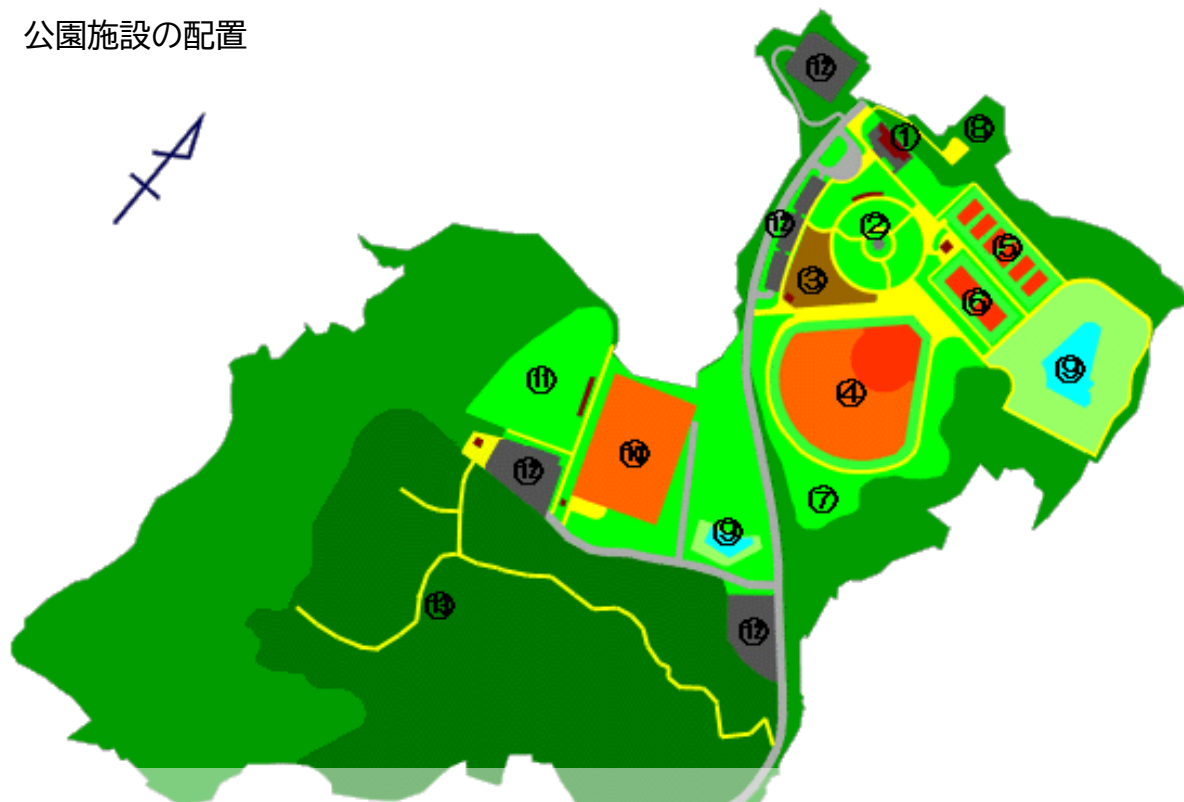
（2）施設運営の基本的な方向性（基本方針）

- ・ 大仏山公園の果たす役割や効用の最大化
- ・ より良いサービスの提供、適切かつ効率的な公園の管理運営

（3）利用者の推移

令和元年度 216,216 人 / 令和 2 年度 192,905 人 / 令和 3 年度 194,021 人

2 公園施設の配置



- ① 管理事務所、② 中央広場・モニュメント、③ 子ども広場、④ 野球場、⑤ テニスコート、
⑥ ゲートボール場（多目的広場）、⑦ 休憩広場、⑧ 展望台、⑨調整池、⑩ 多目的広場、
⑪ 芝生広場、⑫ 駐車場、⑬ 自然散策路、⑭ 北側進入路広場

3 主な公園施設の状況

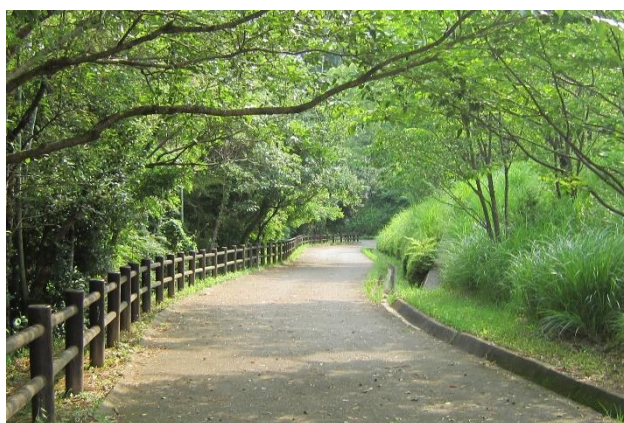
(1) 中央広場・モニュメント(左)、子ども広場 (右)



(2) 野球場 (左)、テニスコート (右)



(3) 展望台 (左)、自然散策路 (右)



熊野灘臨海公園（紀北町）

1 概要

熊野灘臨海公園は、紀北町にある計画面積 555.6ha の大規模公園（レクリエーション都市）で、恵まれた自然条件を十分に活用し、官民連携により、大都市圏の住民の多様なレクリエーション需要に対応するため整備を進めています。

なお、本公園の公園施設は片上池地区、城の浜地区、道瀬・三浦地区、大白地区の4地区に大きく分かれています。昭和53年に片上池地区で園路を部分供用開始後、城の浜地区では昭和55年にプール、昭和62年に体育館、昭和63年にテニスコート、平成4年に孫太郎オートキャンプ場、平成9年に公園管理棟、大白地区では平成10年にテニスコートを順次整備し、現在は67.74haを部分供用中です。

なお、片上池地区にある道の駅「紀伊長島マンボウ」は、国道42号の利用者の休憩場所として多くの方に利用されています。また、ウォーキング利用者が多いのが特徴です。

〔地区別の特徴〕

片上池地区	熊野灘臨海公園のエントランス地区としてだけでなく、東紀州地域への玄関口として、多くの方に利用されています。 世界遺産「熊野古道」に訪れた方にも利用されています。
城の浜地区	（一社）日本オートキャンプ協会の星マーク評価も受ける孫太郎オートキャンプ場や、プール（現在休止中、新プールは令和5年度オープン予定）などがあり、隣接して民間の宿泊施設が立地するなど、自然とのふれあいの中で、世代を問わず、多様なレクリエーションを満喫することができます。Wi-Fi 設備や新プールの整備により、ワーケーション拠点としての利用も見込んでいます。 当公園の中心的地区として、関西圏や中京圏からの来訪も多いです。
道瀬・三浦地区	背後に険しい山々が迫る一方、前面に広がるリアス海岸の美しい背景とあいまって、自然の雄大さと優美さのある美しい景観となっています。 熊野灘臨海公園内でも特に自然に恵まれた場所となっています。
大白地区	大白池を周遊できる園路や、夜間照明設備を備えたテニスコート等が整備されています。地元住民による利用がメインとなっています。

〔公園の基本的事項〕

（1）施設の設置目的

大都市地域からのレクリエーション需要に対応するとともに、豊かな自然の中で地域住民がレクリエーション活動、健康づくりなどを通じて心身をリフレッシュする場を提供する。

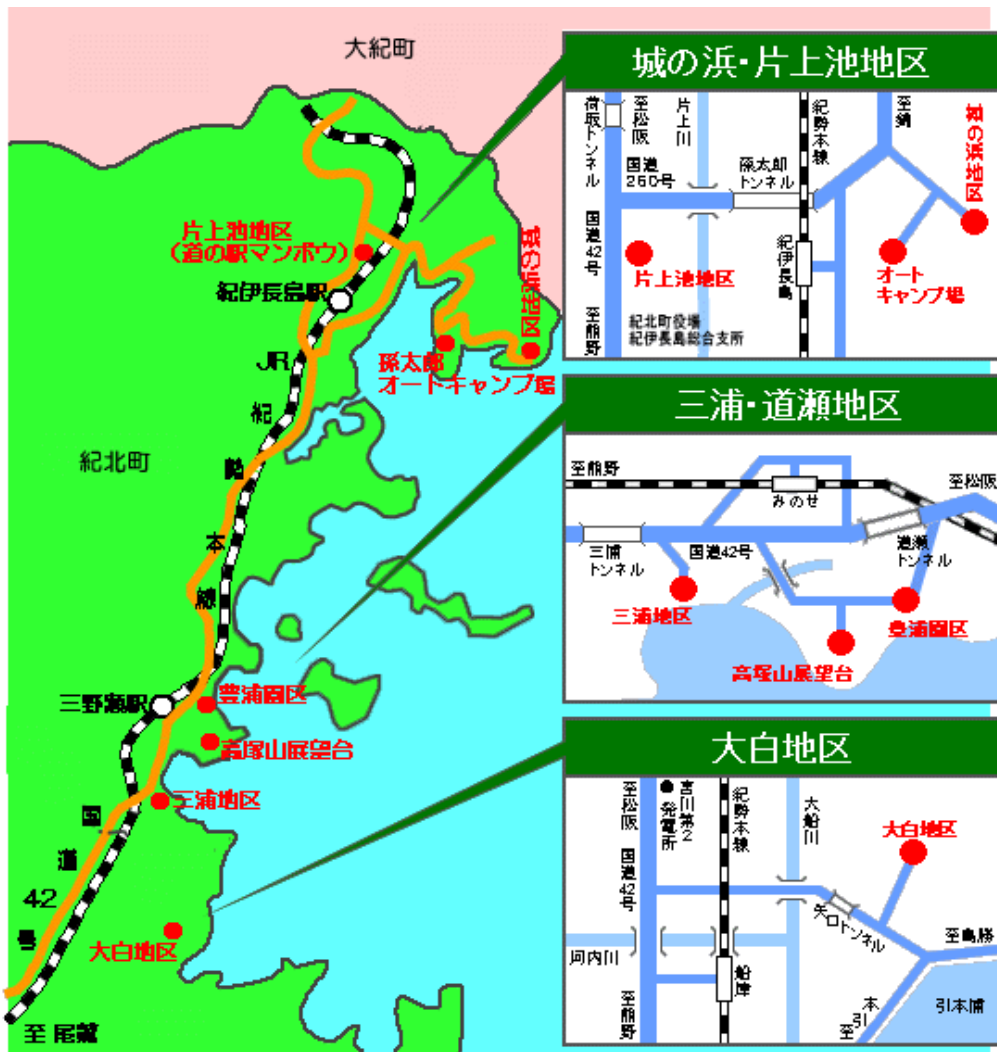
（2）施設運営の基本的な方向性（基本方針）

- ・ 熊野灘臨海公園の果たす役割や効用の最大化
- ・ より良いサービスの提供、適切かつ効率的な公園の管理運営

（3）利用者の推移

令和元年度 662,896 人 / 令和2年度 550,131 人 / 令和3年度 570,835 人

2 公園施設の配置



3 主な公園施設の状況

〔片上地区〕

道の駅紀伊長島マンボウ(左)、片上池ウッドデッキ (右)



〔城の浜地区〕

(1) オートキャンプ場 (左)、コテージ (右)



(2) 海水浴場 (左)、体育館 (フィットネスホール) (右)



(3) 新プール (※完成予想図)



〔三浦・道瀬地区〕

駐車場（左）、高塚山展望台（右）



〔大白地区〕

(1) 芝生広場（左）、テニスコート（右）



(2) 多目的グラウンド



【審議事項】選定の方法、審査基準及び配点について

1 選定の方法

(1) 申請資格等の審査（事務局で審査し、委員会に報告）

申請資格を満たさない者及び失格の要件に該当する者を審査対象から除外

(2) 第1次審査（書類審査） ※申請多数（1公園に4者以上の応募）の場合にのみ実施 書類審査の結果を点数化し、順位付けします。

〔審査の進め方〕

- ア 第1次審査基準に基づき、委員会前日までに、委員各自で仮採点を実施。
- イ 仮採点結果を基に委員相互で討議の上、本採点を行って上位3者を選出。
- ウ 落選した申請者の申請内容に関する講評をとりまとめ。

(3) 第2次審査（書類審査及びヒアリング審査）、総合評価

書類及びヒアリング審査の結果を点数化し、順位付けします。

また、1位となった者が指定管理候補者として適しているかを総合評価します。

〔審査の進め方〕

- ア 第2次審査基準に基づき、委員会前日までに、委員各自で仮採点を実施。
- イ ヒアリング審査と、その後の委員間相互の討議を経て本採点を実施。
- ウ 1位となった者について総合的な判断を行い、指定管理者候補者として選定。

2 事業計画書（申請者から提出される「審査に際しての基礎資料」となるもの）

指定期間の中でどのように公園管理を行うかは、「事業計画書（様式2-1から11）」に記載されて提出されます。選定委員の皆様には、この事業計画書の内容を審査し、後述の審査基準に基づいて採点いただきます。

〔事業計画書の構成〕

- 様式2-1 公園管理の方針（申請動機、管理運営の総合方針・方向性（ビジョン））
- 様式2-2 実施計画（維持管理の考え方、具体的な方法など）
- 様式2-3 利用促進に向けた取組
- 様式2-4 利用者への対応（案内、苦情処理、利用指導、利用者ニーズ把握の方法等）
- 様式2-5 地域との連携
- 様式2-6 自主事業の運営（主催事業、飲食・物販等のサービス提供、イベント誘致等）
- 様式2-7 実施体制（職員の配置、研修、危機管理体制、財政的基盤等）
- 様式2-8 収支計画書（5年間全体及び各年度ごと）
- 様式2-9 独自提案（公園の効用を高める提案、独自の成果目標の設定）
- 様式2-10 県の施策の実現に関する取組
- 様式2-11 自動販売機の設置

3 審査基準及び配点表

(1) 審査方法

I. 各選定委員が、全ての審査基準について、次のとおり5段階で評価を行います。

5 優れている	4 やや優れている	3 標準	2 やや劣っている	1 劣っている
------------	--------------	---------	--------------	------------

II. 各審査基準の評価に対する得点は、次表のとおりとします。

項目の配点	重み	評価 5	評価 4	評価 3	評価 2	評価 1
配点 5	×1	5	4	3	2	1
配点 10	×2	10	8	6	4	2
配点 15	×3	15	12	9	6	3
配点 20	×4	20	16	12	8	4
配点 30	×6	30	24	18	12	6
配点 35	×7	35	28	21	14	7

III. 第1次審査及び第2次審査とも、全委員の得点合計を申請者の点数とします。

(2) 第1次審査基準

審査基準	配点
1. 指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか	5
2. 管理運営業務の内容が適切に示されているか	5
3. 利用促進方策の効果は見込めるか	5
4. 経費の縮減が図られているか	5
5. 責任体制及び職員体制は適切であるか	5
6. 事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか	5

計30点

メモ欄

(3) 第2次審査基準

審査項目	審査基準	配点
1. 県民の平等な利用を確保する。	① 公平平等な利用が確保されているか。	10
	② 運営管理の方針が公園の設置目的に合致しているか。	10
	③ 指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。	20
	④ 指定期間（5年間）にわたる管理運営の総合方針や方向性（ビジョン）が明確か。	10
	小計	50
2. 適切な管理を図る。	① 県内に本店又は主たる事務所があるか。	40
	② 管理運営業務の内容が適切に示されているか。	30
	③ 管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。	30
	④ 管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。	20
	小計	120
3. 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。	① 利用促進方策がポストコロナを見据えていて、かつ利用者ニーズの変化を踏まえた効果的なものか。また、それらの取組に関する情報発信は効果が見込めるか。	35
	② 利用者への対応内容は適切であるか。	10
	③ 地域住民や教育機関、NPO等との連携が図られるか。	15
	④ 自主事業の計画内容は適切であるか。	15
	⑤ 独自提案の内容が有効に働くか。	15
	⑥ 提案された成果目標は適切か。	10
	小計	100
4. 管理の効率化を図る。	① 収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。	10
	② 事業計画のとおり実施できる収支計画であるか。	20
	③ 経費の縮減が図られているか。	20
	小計	50
5. 必要な人員及び財政的基礎を有している。	① 責任体制及び職員体制は適切であるか。	10
	② 業務実施に関連する資格・能力（経験）はあるか。	10
	③ 人材育成方針及び研修計画は適切であるか。	10
	④ 事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか。	10
	⑤ 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。	10
	⑥ 安定的な運営管理に必要な財政的基礎を有しているか。	10
	⑦ 人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。	5
	⑧ 男女共同参画に配慮した提案であるか。	5
	⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取組んでいるか。	5
	⑩ 持続可能な循環型社会の実現に向けて、環境保全活動をはじめ、SDGsへの対応に取組んでいるか。	5
小計	80	

配点合計 400点

特殊な評価を行う審査基準について

<1> 「県内に本店又は主たる事務所等があるか (2. -①)」の評価

- | | | |
|---------------------|---|-----|
| ・ 県内に本店又は主たる事務所がある | → | 40点 |
| ・ 県内に営業所、支店その他拠点がある | → | 10点 |
| ・ 上記のいずれも該当しない | → | 0点 |

<2> 「経費の縮減が図られているか (4. -③)」の評価

申請者が提案する「指定管理料の金額 (a)」が、県が募集要項で示す「指定期間中の指定管理料の上限額 (b)」と比べ、どの程度縮減できているかで判断することとし、以下の算式により評価します。

- | | | |
|-------------------------------|---|-------------|
| ・ a/b が1 (100%) | → | 評価1 (= 4点) |
| ・ a/b が0.95以上1未満 (95~100%) | → | 評価2 (= 8点) |
| ・ a/b が0.9以上0.95未満 (90~95%) | → | 評価3 (= 12点) |
| ・ a/b が0.8以上0.9未満 (80~90%) | → | 評価4 (= 16点) |
| ・ a/b が0.8未満 (~80%) | → | 評価5 (= 20点) |

<3> 「安定的な運営管理に必要となる財政的基礎を有しているか (5. -⑤)」の評価

まず、決算数値を次頁「財政状態の比較検討表」を用いて、機械的に5段階で財政状態を判定します。

選定委員は、この判定に財務数値以外の情報等も加味して、最終的な評価を5段階で行います。

財政状態の比較検討表（例）

公園名（ ●●●公園 ）

（単位：千円）

申請者名	構成員名	項目	3期前	2期前	1期前	3期平均 (参考)		
			x7年3月期	x8年3月期	x9年3月期			
(株)●●●	(株)●●●	売上高 (A)	314,088	236,645	261,893	270,875		
		経常利益 (B)	3,151	▲ 20,366	2,479	▲ 4,912		
		純利益 (C)	2,951	▲ 16,047	1,893	▲ 3,734		
		総資産 (D)	375,482	346,233	323,055	348,257		
		純資産 (E)	248,949	232,902	234,795	238,882		
		流動資産 (F)	282,800	251,429	234,298	256,176		
		流動負債 (G)	82,423	66,619	39,801	62,948		
		(経営指標) (単位：%)						
		総資産経常利益率 (B/D×100)	0.84	▲ 5.88	0.77	▲ 1.41		
		流動比率 (F/G×100)	343.11	377.41	588.67	406.97		
自己資本比率 (E/D×100)	66.30	67.27	72.68	68.59				

< 評価 >

3期前	2期前	1期前
2	2	2
1	1	1
2	1	2
/	/	/
2	2	2
/	/	/
/	/	/
小計		20

2	1	2
3	3	3
3	3	3
小計		23
合計		43

判定

3

(評価基準)

優れている	普通	劣っている
3	2	1
5億円以上	1億円以上 5億円未満	1億円未満
2千万円以上	500万円以上 2千万円未満	500万円未満
1千万円以上	0円以上 1千万円未満	欠損
/	/	/
3億円以上	1億円以上 3億円未満	1億円未満
/	/	/
/	/	/

(満点=36点)

5%以上	0%以上 5%未満	0%未満
180%以上	100%以上 180%未満	100%未満
50%以上	20%以上 50%未満	20%未満

(満点=27点)

(満点=63点)

<< 判定基準 (5段階評価) >>

5	4	3	2	1
50以上	45以上 50未満	40以上 45未満	30以上 40未満	30未満

次回以降の選定委員会について

1 開催日程

会議名	日時	内容	場所
第2回	9月上旬 (実施の場合に別途調整)	第1次審査 ※ 1公園当たり4事業者以上の 応募となった場合のみ開催して、 1公園当たり3者程度に絞る	— (実施の場合に別途調整)
第3回	10月26日(水) 午前9時～午後2時	第2次審査 ヒアリング審査・総合評価を 行い、指定管理候補者を選定	県庁近くの会議室 を予定

2 会議の公開・非公開の扱い

※ 資料1の再掲

4 委員会の公開及び非公開（三重県情報公開条例第27条ほか）

会議は原則として公開となります。

ただし、ヒアリング又は選考審査において、申請者の保護すべき情報を審査するとき又は委員会の自由な意思形成を妨げるおそれがあるときは、この限りではなく、申請者からの申請書の審査等を行う場合は、委員会の決議により非公開とすることができます。

<関係規定>

(1) 三重県情報公開条例（抜粋）

第27条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- 一 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(2) 三重県指定管理者制度に関する取扱要綱（抜粋）

第16条 所管部は、委員会が行う審査について、その透明性を確保し、県民及び団体等への説明責任を果たすため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員会の運営は、「附属機関等の会議の公開に関する指針（平成11年12月24日制定）」に沿って、原則として公開で行うこと。ただし、ヒアリング又は選考審査において、申請者の保護すべき情報を審査するとき又は委員会の自由な意思形成を妨げるおそれがあるときは、この限りでない。

本委員会の次回以降の会議では、申請者からの申請内容の審査を行うため、会議の公開について、その是非を検討する必要があります。